

会長の専決処分

いしかわ百万石文化祭2023実行委員会会則第11条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行った。

1 令和5年度補正予算（令和5年7月20日専決処分）

次のとおり、令和5年度予算を補正した。

- (1) 前年度繰越金を実績額にあわせ増額。
- (2) 協賛金制度を創設しなかったため、協賛金を減額。

2 補正内容

(1) 収支予算の収入、支出それぞれに1,332,665円を増額し、収入支出予算の総額をそれぞれ1,231,623,665円とする。

ア 収入の部

前年度繰越金 6,332,665円の増とする。

協賛金 5,000,000円の減とする。

イ 支出の部

事業費 1,332,665円の増とする。

【参 考】

○いしかわ百万石文化祭2023実行委員会会則（抜粋）

（会長の専決処分）

第11条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、その議決すべき事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告しなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。